

博士学位論文審査要旨

2022年2月1日

論文題目：朝鮮戦争参戦少年兵をめぐる現代韓国の記念と記憶の様相

学位申請者：安 昭炫

審査委員：

主査：	グローバル・スタディーズ研究科 教授	太田 修
副査：	グローバル・スタディーズ研究科 教授	富山 一郎
副査：	グローバル・スタディーズ研究科 教授	村田 雄二郎
副査：	グローバル・スタディーズ研究科 准教授	鄭 祐宗

要旨：

安昭炫（アン・ソヒョン）氏の博士学位請求論文は、朝鮮戦争に動員された韓国「学徒兵」および「少年兵」を歴史の中に位置づけ、記憶と記念の政治の観点から検討した最初の本格的な研究である。これまでの研究では、「学徒兵」および「少年兵」の「参戦」が、おもに国家の軍事史および報歎史の一断面として叙述されてきたのに対して、安昭炫氏の研究は、その動員を世界史および朝鮮史の展開において把握し、1990年代から今日までの国家や社会における記憶と記念の政治という観点から考えようとしたところに新しさがある。論文は、序章、第1章～第5章、終章の構成になっており、各章の概要は次のとおりである。

序章では、朝鮮戦争に「参戦」した「学徒兵」および「少年兵」に関する研究史および先行研究が検討され、本論文の課題、使用される資料が提示されている。先行研究は、①大韓民国（韓国）の陸軍本部および国防部軍史編纂研究所での戦争史および軍事史研究の領域で、また②韓国国家報歎處での、国家有功者を認定し報歎の対象を把握するための報歎研究の領域で、「一国史の観点」から遂行されてきたと整理され、国家の戦争動員という視点から子どもの戦争動員の歴史を跡づけ、1990年代以降の、韓国政府、自治体、メディアなど様々な主体と元「少年兵」の記憶の間に生じたずれや摩擦の様相を検討することが本論文の課題として設定されている。

第1章では、「一国史の観点」を克服すべく、子どもの戦争動員問題が世界史の中で横断的に考察されている。第1次世界大戦期のフランスの「子ども英雄」、およびイギリス帝国の「少年兵士」、1930年代から第2次世界大戦にかけてのナチス・ドイツでの「ヒトラー・ユーゲント」、そしてアジア太平洋戦争期の日本帝国での「国民義勇隊」「学徒義勇隊」として、子どもが戦争に動員されたことが描かれている。こうした総力戦下の子どもの戦争動員への反省から、国際連盟で採択された「児童の権利に関するジュネーブ宣言」（1924）を皮切りに国際社会で子どもの権利に関する議論が深まり、1989年には国際連合で「児童の権利に関する条約」が採択されるなど、子どもの戦争動員を禁ずる法制度が整備されてきたが、20世紀後半においてもなお、国家や武装組織による子どもの戦争動員が絶えないことが指摘されている。

このような世界の総力戦および植民地朝鮮の戦時動員の延長上に、分断国家韓国での「少年兵」の動員システムが作動することになるが、第2章ではその点が歴史学的に考察されている。とりわけ第1章で検討されたアジア太平洋戦争期の「国民義勇隊」「学徒義勇隊」の法制度が植民地朝鮮にも適用され、さらにそれが解放後の米軍政および韓国政府に継承、再編された過程が描かれている。そこで安昭炫氏が注目したのは、子どもに「兵士」になることを学ばせた学校である。政府樹立直後の韓国の学校において、軍事訓練と思想教育が強化され、国家のために進んで命を

差し出す「志願」と「自発性」が重視され、「学徒層の思想統一と有事時の郷土防衛」を目的とする「学徒護国団」が組織された過程が明らかにされ、朝鮮戦争が勃発すると、学校は実質的に徴兵の場と化し、「志願」と「自発」という能動性を引き出すことにより子どもたちが戦争に動員されたことが説得的に叙述されている。朝鮮戦争後の1955年には「大韓学徒義勇軍同志会」が設立され、戦没者顕忠碑の参拝、慰靈祭の挙行など追悼活動を行ったこと、「学徒義勇軍」は1959年の「兵役法施行令」によって国家から公式に承認されたことも指摘されている。

第3章では、朝鮮戦争からほぼ半世紀がたった1996年に、自らを「少年兵」と認識した元「少年兵」らによって組織された「6・25 参戦少年兵同志会」（「少年兵同志会」）の設立の経緯とその後の活動、および朝鮮戦争「参戦」をめぐる記憶の政治について議論されている。「少年兵同志会」の元「少年兵」らは、1950年7月に「志願兵」たる「正規軍」として動員された「15～17歳の少年たち」との自己認識を持ち、第2章で検討された、国家に承認された「学徒義勇軍」から除外された人々である。「少年兵同志会」は、手記集の出版や国民権益委員会への要請、憲法裁判所への訴願の提出などをとおして、韓国政府と社会に対して「参戦者」としての公式承認、「国家有功者」の待遇などを求めた。その結果、元「少年兵」らは、その身体的・精神的被害が認められ、実態調査が実施され、戦史に記録され、顕忠施設が建立されるなどして国家によって公式に承認されたが、「在日学徒義勇軍」「韓国人学徒義勇軍」と、「国家有功者待遇」や補償をめぐって競争することになった。さらに元「少年兵」らは、国家による動員が子どもの人権侵害に該当すると主張する一方で、韓国民主化運動で犠牲となった「有功者」の待遇を優先したとして金大中政権および盧武鉉政権を批判し、自分たちこそが国家に最も忠誠を尽した存在だと訴えた。

第4章では、ソウルの「戦争記念館」と浦項の「学徒義勇軍戦勝記念館」、「太白学徒兵記念館」、「仁川学生 6・25 参戦館」における「学徒兵」および「少年兵」の記憶と記念の様相が検討された。安昭炫氏は、「学徒兵」の公式記憶を生産し続ける、首都ソウルの「戦争記念館」と、他の地方の記念館の間に、展示物とその説明の複写と共有がなされ、中央の公式記憶が地方においても再生産されている様を見出している。同時にソウルと地方の展示の説明の差異に注目し、そこにはさまざまな亀裂が生じているとはいえ、各記念館の展示では「学徒兵」および「少年兵」の「参戦」の自発性が強調され、各記念館が追悼施設として機能していることが、その共通点として提示されている。

第5章では、「学徒兵」および「少年兵」を描いた映画「戦火の中へ」（2010）と「長沙里 9・15」（2019）が検討されている。この2作の映画は、いわゆる韓国の民主化運動世代の監督や脚本家らによって制作されたもので、そこに描かれているのは国家や民族に回収されない、家族や親せき、友人への思いであり、「一種の反戦のメッセージ」が込められていると指摘しつつも、結局それらの映画は、「学徒兵」および「少年兵」の記念と追悼の場となり、国家の公式記憶と「国民的想像力」を強化する場となった、との問題提起がなされている。

審査においては、国家の公式記憶には收まらずその変更を迫るような記憶についても検討すべきこと、真実かどうかわからない、あるいは言葉にできないような精神的な被害やトラウマをどのように考えるか、「少年兵同志会」の複雑で多様な側面や他の主体との競争関係などにも注目して叙述すべきではないか、記憶をめぐるポリティクスが民族、階級、ジェンダー、宗教などによる異なる記憶を明らかにし、そこでの矛盾や葛藤や妥協を明らかにするものであるとすれば、今日も声をあげられず韓国社会から疎外され続けている元「少女兵」についても検討すべきではないか、などの質問や課題が提起された。しかしながら本論文は、これまで韓国の軍事史研究や報勲研究の一環としてなされてきた「学徒兵」および「少年兵」研究を、世界史の中に位置づけ、記憶と記念の政治として検討した最初の本格的な研究であることが確認され、審査委員一同は、安昭炫氏提出の学位請求論文を、博士（現代アジア研究）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると判断した。

総合試験結果の要旨

2022年2月1日

論文題目：朝鮮戦争参戦少年兵をめぐる現代韓国の記念と記憶の様相

学位申請者：安 昭炫

審査委員：

主査：	グローバル・スタディーズ研究科 教授	太田 修
副査：	グローバル・スタディーズ研究科 教授	富山 一郎
副査：	グローバル・スタディーズ研究科 教授	村田 雄二郎
副査：	グローバル・スタディーズ研究科 准教授	鄭 祐宗

要旨：

学位申請者である安昭炫氏に対する総合試験を、2022年1月28日16時30分から同18時00分まで、同志社大学志高館SK116番教室にて実施した。前半の40分は申請者のプレゼンテーション、後半50分を質疑応答にあてた。学位申請者は、本論文の問題意識、課題と方法、具体的な分析内容を、各章ごとに丁寧に説明し、審査委員からの質問に対しても的確かつ誠実に答え、本研究の学術的意義と今後の発展可能性について説得的に述べた。

本論文の主要部分は査読付きの学術雑誌すでに複数発表されており、また関連して多くの国内外での学術報告が存在する。こうした研究業績との関連についても、質問がなされ、申請者からは的確な応答があった。また研究遂行上必要とされる日本語および英語能力も、日本語および英語による学術報告や本論文に引用された多数の日本語および英語文献などから、十分であることが確認された。よって審査委員一同は、総合試験の結果は合格であると認める。

博士学位論文要旨

論文題目：朝鮮戦争参戦少年兵をめぐる現代韓国の記念と記憶の様相

氏名：安昭炫

要旨：

本論文は1990年代以降の現代韓国における朝鮮戦争に参戦した少年兵に対する記念と記憶の様相を分析したものである。1990年代以降の韓国は民主化とグローバル化を同時に経験する中で、内部ではこれまで遮られた諸個人が声を上げはじめ、外部からは国際社会の規範が制度として提示された。今日の韓国社会において記念される少年兵のイメージとナラティブは、それが交わり合って作られたものだと言える。この研究は、そのような少年兵をめぐる記憶と記念の諸相に関して、世界史と現代のグローバル社会の事例を検討し、これまで取り上げられなかった普遍的な子どもの人権の問題の観点から見えてくることを明らかにしようとした試みである。

韓国における公式な戦争史と参戦者に対する礼遇の場において、学生の義勇兵であった学徒義勇軍と徴兵適齢未満の正規軍であった少年志願兵は学徒兵という名で呼ばれ、韓国の歴史と護国精神の鑑として位置づけられている。

学徒兵に対する想起は、1990年代にもっとも盛んに行われ、回顧録の出版と学術研究が始まわり、自発的な参戦行為が韓国の戦争史と軍事史において評価された。学徒兵の存在は朝鮮戦争における兵力の受給の観点においては徴兵忌避の風潮に対する模範的な事例であった。

一方、1996年に結成された「6・25参戦少年兵同志会」は、自らを国際的に禁止される少年兵の動員の事例として位置づけた。少年兵同志会は、徴兵の対象年齢でもないのに徴集され、正規軍として停戦協定後まで約4年から8年を服務したことを、国際人道法上の子どもの戦争動員の問題として考えた。参戦勇士でありながら自らを少年兵動員の被害者として名乗ったことは、国家に対して相応の補償と待遇を要求する交渉の言葉になった。

このように、記憶として想起された「少年兵」は、「学徒兵」という用語に薄らと隠れている年齢の問題と国民国家の論理を指摘するものでもあった。韓国社会では、神話の領域に入ってしまった尊い「護国英靈」に対して、人権という、国家にとって不都合な物差しを当てることが躊躇われていると、あえて推測するが、本論文の「子どもの戦争動員」という観点からの問題提起は、歴史が語らなかつたことと公式記憶が忘れ去ろうとしたことを語ることに意味があると考えられる。

本論文は大きく歴史的実態に関わる少年兵と記憶され記念される少年兵という二つの部分で構成されている。前半部の第1章と第2章では、20世紀の大規模戦争における少年兵の動員の事例と、朝鮮戦争期の少年兵動員の実態を検討した。第3章から第5章では、1990年代以後に記念されはじめた少年兵を検討するために、それぞれ少年兵戦友会、記念館、映画という記憶の場を挙げて少年兵の当事者がどのように過去を記憶し、記念館がどのように少年兵を説明し、映画がどのように少年兵を描いているのかを検討した。

第1章は、20世紀前半の大規模戦争において少年兵の動員がどのように展開され、20世紀後半から国際人道法上の問題として子ども兵が取り上げられた過程はどのように展開されたか、という問いをもって展開した。これに加えて、過去の歴史とされている少年兵と現代の人権懸案としての子ども兵に有意味な違いがあるのか、あるとすれば何かを問うた。まず、第1次世界大戦、第2次世界大戦とアジア太平洋戦争における少年兵の動員の様子を検討した。ヨーロッパの20世紀は「子どもの世紀」と呼ばれるほど、児童労働に関する制度が整えられ、家庭内の子どもの

虐待に対する国家の介入が盛んに行われた。しかし第1次大戦で相次いだ子どもの参戦の事例と、第2次大戦における制度化された子どもの戦争動員の事例からは子どもに対する保護意識が欠けていることを確認できた。子どもの保護のために制度をもって家庭内に介入した近代国民国家は、自らが参与する戦争においては子どもの参戦の事例を多く保有しているだけでなく、法制度を設けてまで戦場へと子どもの背中を押した。このような矛盾を現代の子ども兵の禁止をめぐる国際的な動きにおいても検討する。現代の子ども兵の動員の現状を整理し、国際人道主義団体と先進国を中心に触発された国際人道法における子どもの保護と権利の保障を検討した。

第2章では、学徒義勇軍の中でも中高生以下の参戦者と少年志願兵の参戦経験を整理し、戦争直後の記念の場においてどのように記念され始めたかを検討した。まず韓国の歴史における前史としての植民地期の学徒動員と動員の言説を検討した。韓国で朝鮮戦争における学生・少年の参戦は一般的に世界的にも稀な愛国的行為と認識されており、花郎と義兵に精神的な根源を見出している。また、朝鮮戦争当時学徒・少年がどのような経緯で参戦を決心し、戦場では何を経験し、如何にして日常に戻ることができたかを検討した。さらに、停戦協定直後制度として確立した学徒義勇軍の定義と、学徒義勇軍同志会という団体の結成と活動の様子を検討した。

第3章で筆者は、1990年代になって改めて自らを少年兵と名乗る参戦者たちがなぜ団体を組織して登場し、学徒兵との区分を通して国家に対し求めようとしたものは何か、という問いをもって論を展開した。1990年代以後の朝鮮戦争参戦学徒兵の記念に少年志願兵の記念を新しく加えた6・25参戦少年兵同志会の意味と、活動の限界を検討した。「少年兵」として初めて問題を提起した少年兵同志会は国家の承認のために活動を始め、公的記憶に自らの存在が編入された後は人権問題としての少年兵問題を提起した。このような少年兵参戦者の活動やインタビューでの語りから全般的にみられる特徴を抽出、分析した。

第4章では、学生及び少年の参戦を題材とする三つの記念館—学徒義勇軍戦勝記念館、太白学徒兵記念館、仁川学生6・25参戦館—と朝鮮戦争に対する公式記憶をつくるソウルの戦争記念館において、少年兵の参戦が語られる様子を検討した。韓国の公式記憶における「学徒義勇軍」と「少年志願兵」は戦争記念館の展示で最も洗練された形で語られていた。しかし地方の記念館における、中央によって整えられていない展示からは、公式記憶に表れていない記憶が突如と登場し、亀裂をつくっていることを確認することができた。このような記念館の中で行われている記憶のせめぎ合いを、展示のされ方と説明文の内容を分析して検討した。さらに、記念館同士の複製と共有を通してなされる独特的な展示から考えられる、記念される当事者同士の相互確認の作業が記念館という空間を媒介に行われるなどを検討した。

第5章では、志願参戦した学生の義勇兵を中心とした記念が2010年代になってどのように記憶されているのかについて、映画を通して検討した。1990年代以後登場した少年兵が、正規軍として参戦し、強制的徴集と長期服務といった対抗記憶を提示するも、再び「学徒兵」に代表される公式記憶に吸収されていく2010年代の韓国の少年兵記念を捉えた。具体的には、二編の「学徒兵」映画—「戦火の中へ」(2010年)と「長沙里9・15」(2019年)—を通して記念の場に対する国家の統合作業が行われつつ、同時期に映画によって集合記憶の創出と整理がなされる様子とその意味を検討した。即ち、映画がえがく学徒兵像と朝鮮戦争の再現を分析することで、韓国という国が朝鮮戦争の歴史を後代にどのように伝えようとしたか、戦争に動員された少年兵について出した暫定的な結論を検討した。

本論文は、朝鮮戦争参戦少年兵の動員の実態を明らかにし、現代において再現される少年兵記念について、戦友会の活動、記念館、映画を通して検討した。アンダーソンが挙げた「無名戦士の墓と碑」の例のように、少年兵に対する記憶の再現は、具体的な名前が呼ばれることがないがゆえに、国民国家的思想を強化する場となった。記念館と映画において「国民的想像力」が働き、記憶を継承する人々は、学徒兵という名の無名戦士としての一体感を味わった。しかし、むしろ少年兵と同じ年齢層の若い世代に向かってのメッセージは、映画でみられたように、国家の危機

や家族と友人を護るために、立ち上がる求めをっていた。結果的に、戦争の記憶は、学徒兵を媒介に日常で繰り返される記念のナラティブと行為を通して、現在においても戦争を終わらせていないのである。今後の展望として、子どもの戦争動員という問題意識を維持しつつ、朝鮮戦争に関する現代における記念の研究を続けたい。